

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
桜井市	下り尾地区	令和4年12月7日	

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	9.55 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	6.17 ha
③地区内における <u>70</u> 才以上の所有者の面積の合計	7.45 ha
うち後継者未定・不明の農業者の耕作面積の合計	6.7 ha
④地区内において中心経営体を引き受ける意向のある耕作面積の合計	0 ha
(備考)	

- 注1: ③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
注2: ④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
注3: アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
注4: プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

中山間地に該当する地区で、農地が南北で大きく二つに分かれている。集落内にある農地の一部については中山間直接支払交付金等を活用し、管理を行っているが、南部の農地については山奥ということもあり、既に1件の農家しか営農を行っていない。
地区の農家も高齢になってきており、自己管理が難しくなっている。北部の農地については比較的條件がいいこともあり、周辺地区の農家に協力を仰ぎ耕作を続けてもらっているが、前述の通り南部の農地は荒れてしまっている。北部は中山間直接支払交付金等も活用しているため、今後の活用も見込められると思われるが、南部については耕作条件も悪く、非農地化も視野に入れる必要があると思われる。

注: 「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

現状では中山間支払グループや周辺農家が営農及び管理を行っているが、地区農家の離農への動きが多くなってきているため、段階的にはあるが中間管理機構を通じて中心経営体への集積・集約を進める。

前述の通り、南部の農地は耕作条件が悪く管理していくのは困難である。そのため、比較的固まっている農地を維持、管理を行う。

注1: 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2: 「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
	A	稲作	0.88 ha	稲作	0.88 ha	下り尾
	B	稲作	0.57 ha	稲作	0.57 ha	下り尾
	C	稲作	1.03 ha	稲作	1.03 ha	下り尾
	D	稲作	0.58 ha	稲作	0.58 ha	下り尾・粟原
	E	稲作	0.45 ha	稲作	0.45 ha	下り尾・粟原
計	5経営体		3.51 ha		3.51 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

<p>農地の貸付け等の意向 現状、既に周辺地域の農家に協力を仰ぎ、遊休農地化を防ぐ試みを行っている。また、中山間直接支払交付金の活用を行い、耕作者がいない農地も維持管理を続けている。今後規模拡大を希望する農家には協力が望めるが、早急に貸付を行う予定はない。</p>
<p>農地中間管理機構の活用方針 上記の通り、早急に貸付を行う予定はないが、今後さらに遊休農地が増加するのであれば中間管理機構の活用も視野にいれる。</p>
<p>基盤整備への取組方針 南部農地を活用するためには基盤整備が必須ではあるが、耕作条件の改善に至るのは困難な状況である。</p>
<p>新規・特産化作物の導入方針 現状、特に案はないが、水稲及び高地での栽培が適している作物を検討する。</p>
<p>鳥獣被害防止対策の取組方針 獣害対策が未だ行き届かず、多くの作物が獣害にあっている。そのため、獣害対策の支援事業を活用し、数年をかけて整備し、被害を抑えていく。</p>
<p>災害対策への取組方針 大雨等の際には若干崩れる等の問題はあるが、大きい被害は出ていない。ただし、南部農地については今後荒廃農地となれば危険が増加するため、今後の営農状況に合わせ災害対策は必要となると思われる。管理が行き届いていない人工林も多いため、農作業の合間に見回りを行い、必要に応じて間伐等の災害対策を行っている。</p>

(参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

	農地の所在(地番)	貸付け等の区分(m ²)		
		貸付け	作業委託	売渡
1				
2				
3				
4				
5				
6				
	計			

注: 農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。